

船長の指示のもとに実施する貨物タンクの圧力試験に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

船長の指示のもとに実施する貨物タンクの圧力試験に関する事項

改正理由

ばら積貨物船及び油タンカーの検査強化プログラム（Enhanced Survey Programme : ESP）に関する国際規則である 2011 ESP コードでは、定期検査時にタンクの圧力試験を実施することを要求しているが、油タンカーの貨物油タンクの圧力試験については、船長の指示のもとに本船で実施される圧力試験を定期検査における圧力試験として認めることがある旨規定しており、その条件についても併せて規定している。

今般、第 95 回海上安全委員会(MSC95)において、船長の指示のもとに圧力試験を行う場合のより詳細な指針が MSC.1/Circ.1502 として承認された。MSC.1/Circ.1502 は非強制ではあるが、船主、管理会社及び船長等が参照するための指針として鋼船規則に取入れることとした。

なお、IACS 統一規則 Z10.3 において、危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）についても油タンカーと同様、貨物タンクの圧力試験として船長が実施した圧力試験を認めることがある旨規定していることから、MSC.1/Circ.1502 の取入れにあたり、危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）についても本指針を参照することができるよう規定した。

改正内容

油タンカー及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）の貨物タンクの圧力試験を、船長の指示のもと実施する場合の指針を規定した。